

# 憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

## 第 23 回 人身の自由

### 1. 法定適正手続の保障

- 31 条の文言は、刑事手続を法律で定めることを要求するのみであるが、その意義は、その法定の手続が適正であり、手続だけでなく実体も法律で定め、かつ、適正でなければならないことを含意する。
- 31 条の文言は、刑事手続における保障を要求するのみであるが、法定適正手続は、行政手続においても保障されると解される(例えば、税務調査のための事業所等への立入り、少年法による保護処分、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による強制入院など)。
- 最高裁判所も、成田新法事件判決で、行政手続が刑事手続でないとの理由のみで、当然に 31 条の保障の枠外にあると判断すべきではないと判示している(最大判平成 4 年 7 月 1 日民集 46 卷 5 号 437 頁)。もっとも、行政手続は刑事手続とは性質が異なり、多種多様なものがあるため、事前に告知・弁解・防御の機会を与えるか否かは、行政処分により制限を受ける権利・利益の内容・性質、制限の程度、行政処分によって達成しようとする公益の内容・程度・緊急性等を総合衡量して決定され、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないとするのが、判例の立場である。

### 2. 憲法に定める刑事手続上の権利

- 不法な逮捕・抑留・拘禁からの自由(33 条、34 条) 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いて、裁判官によって発行され、理由となる犯罪が明示された令状によらなければ、逮捕されない。また、理由を直ちに告げられ、弁護人に依頼する権利を与えられなければならない。抑留(一時的な身体の拘束)または拘禁(継続的な身体の拘束)されない。
- 住居等の不可侵(35 条) 住居・書類・所持品について、侵入・搜索・押収するには、裁判官によって発行された各別の正当な令状がなければならない。令状主義の精神を没却するような重大な違法が証拠収集手続にあれば、その証拠能力は否定される(最判昭和 53 年 9 月 7 日刑集 32 卷 6 号 1672 頁)。
- 拷問・残虐な刑罰の禁止(36 条) 36 条にいう「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的・肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰をいう(最判昭和 23 年 6 月 30 日刑集 2 卷 7 号 777 頁)。
- 公平な裁判所による迅速な公開裁判を受ける権利、証人審問・喚問権、弁護人依頼権(37 条) 何人も、公平な裁判所による迅速な公開裁判を受ける権利が保障される。また、刑事被告人は、証人に対して審問する権利と、公費で強制的に証人を求める権利が保障されている。
- 自己負罪・自白からの自由(38 条) 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。強制・拷問・脅迫による自白や、不当に長く抑留・拘禁された後の自白は、証拠とすることができない(自白排除法則)。また、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない(自白補強法則)。

- ・ 事後法・二重処罰の禁止 (39 条) 実行のときに適法であった行為や、既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

### 3. 死刑制度の憲法適合性

- ・ 刑法は刑罰として死刑を設けている (9 条、11 条) が、刑罰としての死刑は日本国憲法 36 条が絶対的に禁止している「残虐な刑罰」に該当するか否かが問題となる。
- ・ 人道主義的な見地、刑事政策的視点、誤判の存在、被害者賠償の観点などから、死刑廃止論が主張されている一方、客観的な正義観念、甚大な威嚇力、社会契約説、現在の社会状況などを理由とした存置論も有力である。
- ・ 死刑そのものは、36 条の禁止する残虐な刑罰でないとするのが判例の立場である (最大判昭和 23 年 3 月 12 日刑集 2 巻 3 号 191 頁)。最高裁判所は、「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い」と述べたうえで、13 条が、公共の福祉に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども剥奪されうることを、また、31 条が、生命といえども法定の手続によって剥奪されうることを規定していることから、日本国憲法は、「憲法は、現代多数の文化国家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである」と判示した (ただし、死刑の具体的な執行方法が「その時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には」、36 条に違反するとも述べている)。

## Quiz

Q23 人身の自由に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 憲法第 31 条の法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続についても同条の保障の枠内にあることから、相手方に不利益を与える行政処分に関しては、刑事手続と同様に、当該処分により達成しようとする公益の内容、程度を問わず、当該処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えなければならない。
2. 憲法第 33 条は、現行犯の場合を除き、犯罪による逮捕には司法官憲の発する令状を必要とする旨を定めており、一定の重大な犯罪の嫌疑に充分な理由があり緊急やむを得ない場合に、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件として被疑者の逮捕を認めるいわゆる緊急逮捕は、同条の趣旨に反する。
3. 憲法第 37 条第 1 項は、迅速な裁判を一般的に保障するために必要な立法上及び司法行政上の措置を採るべきことを要請しているにすぎず、審理の遅延に関する具体的な規定がない場合に、迅速な裁判を受ける権利の侵害を理由に被告人が訴訟上の救済措置を求めることはできない。
4. 憲法第 38 条第 3 項は、自白に対して補強証拠を必要としているところ、公判廷における被告人の自白は、身体の拘束を受けず、また不当な干渉を受けるとなく、任意になされるものであるといっても、常に真実に合致するとは限らないことから、そのみを根拠として裁判所は犯罪事実を認定することはできず、同項の「本人の自白」に含まれる。
5. 下級審における無罪又は有罪判決に対し、検察官が上訴をして有罪又はより重い刑の判決を求めることは、被告人を二重の危険にさらすものではなく、憲法第 39 条に違反して重ねて刑事上の責任を問うものでもない。

(平成 25 年度国税専門官・財務専門官採用試験)